

「市川市空家等対策協議会」の概要

1 設置の目的

空家等対策計画の作成及びその他空家等に関する対策の推進

2 根拠法令等

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法
- ② 市川市空家等対策協議会設置要綱

3 意見等交換事項

- ① 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- ② その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

4 委員の構成

協議会は市長及び11名の委員で組織し、委員の構成は以下のとおりです。

- ① 外部の有識者 10名
- ② 市職員 1名（街づくり部長）

5 委員の任期

平成29年5月30日～平成32年5月29日まで（3年間）

6 開催スケジュール

- ① 平成29年度は3回の開催を予定

- ・第1回：5月30日開催

- 空家等対策に係る現状と課題
今後の空家等対策の方向性について

- ・第2回：8月中旬開催予定

- 市川市空家等対策計画の素案について

- ・第3回：11月下旬開催予定

- パブコメの結果について
市川市空家等対策計画について

- ②平成30年度以降は不定期の開催